

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株)瀬戸内組	愛媛県四国中央市具定町414

2. 指名停止措置期間

令和4年6月8日 から 令和4年7月7日 まで 1ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、上記有資格業者である(株)瀬戸内組が、愛媛県発注の道路災害防除工事において、警察署が道路使用許可に際して付した条件に違反し、許可時間外に掘削した路面の復旧等を行わなかったとして、令和4年3月23日、道路交通法違反の罪で四国中央簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。
本件については、指名停止1ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)